

『落合新聞』の研究 (5)

A Study of the “Ochiai Shinbun” (5)

福井 延幸

(Nobuyuki FUKUI)

キーワード：地域新聞、町会、陳情、児童遊園、交通戦争

Key Words : Local newspaper, Neighborhood association, Petition,
Child park, Traffic War

1. はじめに

筆者は、これまでに一連の拙稿「『落合新聞』」の研究で東京都新宿区の落合地域の高度経済成長期における課題とはいかなるものであり、いかにその課題に地域が向き合ってきたかというところについて『落合新聞』を題材に論じてきた。『落合新聞』とは、新宿区下落合¹⁾ 在住であった竹田助雄が主宰し、昭和37（1962）年5月から昭和42（1967）年10月の約5年半の間、地域に向けて発行されていた地域新聞である。

筆者はこれまでに、住居表示問題²⁾、放射7号線（新目白通り）建設とそれに伴う歩道橋設置問題³⁾、地下鉄5号線（東京メトロ東西線）・8号線（東京メトロ有楽町線）建設⁴⁾、落合処理場（現・落合水再生センター）建設問題⁵⁾、住居表示問題と放射7号線建設による地域の分断に端を発する町会の再編成と、その町会による防犯灯設置⁶⁾について論じてきた。高度経済成長期に落合地域が直面してきたこれら課題に向かう『落合新聞』の問題意識として「町の利益を擁護する」という姿勢が常に根底にあった⁷⁾。これは『落合新聞』を主宰した竹田助雄の地域に対する一貫したまなざしであったことを明らかにしてきた。

本稿では、落合地域における児童遊園⁸⁾ 設置の問題についてとりあげていきたい。高度経済成長期、落合地域においても交通量の増大から、地域で遊ぶ子どもたちは交通事故の危険にさらされていた。そこで安全な遊び場を求める声が高まり、児童遊園設置を求める動きが高まっていったのである。児童遊園設置という地域インフラの整備がこの時期の落合地域の課題の一つとなっていたのである。しかし、児童遊園設置は順調にすすめられていった訳ではない。児童遊園設置における最大の難問は用地買収であった。『新宿区広報』には地域の児童遊園の完成などを伝える記事が多く掲載されているが、地域による児童遊園設置の要求や設置の経緯などは記録に残りにくいものである。『落合新聞』には発行期間中に設置された4つの児童遊園・公園についての関連記事が多数掲載されており、設置に至るまでの地域の要求活動の

様子、設置の経緯を窺い知ることができる。その記録としても『落合新聞』の報道は貴重なものであった。この児童遊園設置の経緯、そして用地買収に『落合新聞』がどのように関わり、どのような役割を果たしていったか、そしてそれが1960年代の落合地域にどのような意義を持っていたのかを論じていくことが本稿の課題である。

Ⅱ. 高度経済成長期における児童遊園設置

1. 「交通戦争」と児童遊園の設置

(1) 「交通戦争」

昭和30年代、高度経済成長期をむかえた日本では、自動車の数が急増した。それに歩調を合わせるように交通事故件数も増えはじめ、交通事故による死者数⁹⁾も年々増加していった。高度経済成長が始まった昭和30年に6,379人だった死者数は、昭和34年には10,079人と初めて1万人を超え、翌昭和35年も12,055人と、この2年間での死者数が13,000余人とされる日清戦争における日本の戦死者数¹⁰⁾を大きく超える状況だったことから「交通戦争」¹¹⁾といわれるようになった。15歳以下の交通事故死者数は昭和34年が2,159人（全体の21.4%）昭和35年が2,335人（同19.4%）となっており、子どもが犠牲となった痛ましい事故の続発は、交通事故問題の深刻さを人々に強く印象づけていた。

(2) 高度経済成長期における児童遊園整備の全国的潮流

深刻さを増す「交通戦争」に対し、安全な子供の遊び場を求める全国的な潮流が巻き起こった。昭和40年10月16日、日本公園緑地協会主催の第一回都市公園整備促進全国婦人会議が東京の尾崎記念館で開催された。この時全国の都道府県及び大都市の婦人代表が約150名参加したが、各代表は児童公園の急速な整備を要望して止まず、これが決議となって関係省庁に対し激しい陳情となった。同41年10月には、再び全国婦人大会が催され、この場でも児童公園に関する地方の実情が訴えられ、次いで42年11月に第3回、43年10月には第4回の公園整備婦人大会が催され、その都度熱心な児童公園急造の要望が高まったのである¹²⁾。

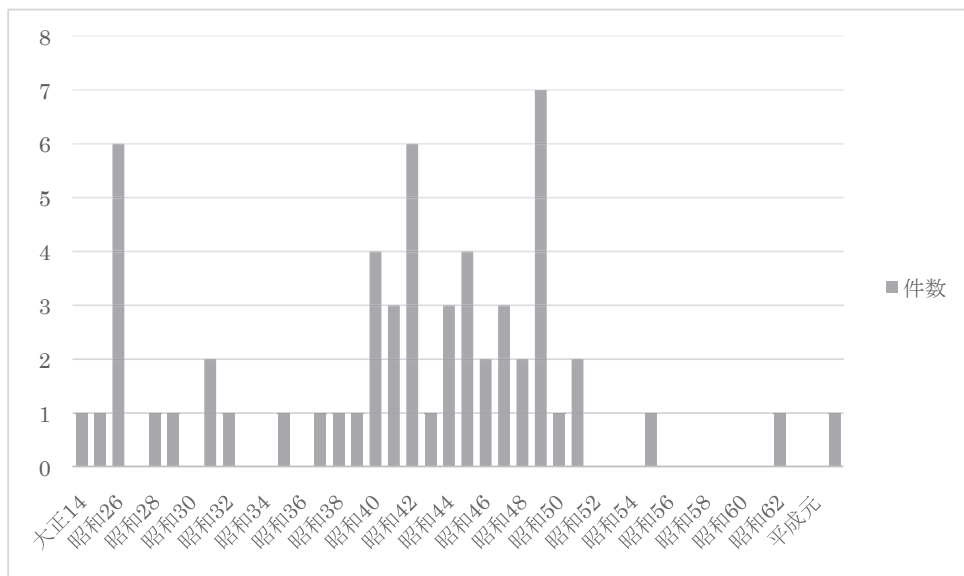
佐藤昌は『日本公園緑地発達史』において、公園緑地の歴史を時代の主な特徴によって区分しているが、その中で昭和30年から昭和45年を「児童公園及び運動公園時代」と区分している¹³⁾。高度経済成長期をむかえた日本において、自動車の急増とそれに歩調を合わせた交通事故の急増によって子どもたちが危険にさらされていた。そこで子どもたちの安全な遊び場を求める要求が高まり児童公園整備を求める潮流が巻き起こっていたのである。

2. 東京都・新宿区における子どもの遊び場をめぐる動き

(1) 新宿区における子どもの遊び場対策

この「交通戦争」の中で危険にさらされていた子どもたちの遊び場をめぐることは、行政の側もその状況に対してのさまざまな対応をみせている。

以下のグラフは新宿区ホームページより作成した新宿区における年度別児童遊園設置件数である。現在区内にある児童遊園の設置年度から作成したもので、設置件数には昭和26年度に一つのピークがあり、昭和30年代前半から半ばまでは新設は僅かである。そして昭和38年度以降は昭和50年代はじめまで継続的に設置されていることがみてとれる。



新宿区における年度別児童遊園設置件数¹⁴⁾ (新宿区ホームページより作成)

昭和26年度に多いのは、戦後間もない頃、東京都の主催でこども議会が催され、子どもたちも最も強い要望として遊び場を豊富に造ってほしいということがあったからである。都はこの子どもたちの声にかんがみ、昭和24年度から2カ年にわたり、23区ならびに都下の市町に対し、1カ所平均10万円の補助金を支出して児童遊園造成の促進を図った。この補助事業によって生まれた23区の区立児童遊園は364カ所に及んだ¹⁵⁾。

昭和33年度から昭和37年度まで児童遊園の新設が2件しかないのは、遊び場不足の解決策の一つとして学校開放を行っていたからである。新宿区では公園、児童遊園の整備、充実を昭和35年から区の重要施策の一つに取り入れ、その事業を推進していたが¹⁶⁾、安全で、しかも自由に楽しく遊べる広場が非常に少ないという現状に対し、「新宿区では、これらの現状にかんがみ、土曜日の午後や休日には小学校々庭を利用させ、元気にのびのびと遊んで、体をきたえてもらうことになりさし当って、区立小学校三十六校中、半数に当る十八校の校庭に手洗場、水飲場、便所、よしずなどを整備し、その施設が完備次第校庭を利用させることになっていましたが、このほどつぎの各校にそれぞれ施設が完備し、順次利用させはじめました。」¹⁷⁾と遊び場不足の解決策としての学校開放を始めたことが記録に残っている。

昭和38年度以降に継続的に設置されているのは、この昭和38年度以降、区が児童遊園用地を積極的に買収するようになったからである。区内の公園は、都から移管されたものも多い

が、児童遊園も昭和三十六年までは、その用地のほとんどが都や国などの公有地や社寺境内の一部を無償で借用し、施設を造成、開園したものが大部分で、区の単独事業により建設したのは、さくら児童遊園（面積一四五・四五平方メートル）のみであった。その後、社会事情の変転による貸駐車場ブームや、社殿などの建築復興などにより、用地返還の要請があいつぎ、昭和三十七年以降これらの理由で廃止したものが七か所にもぼった。一方新設は思わしく進まず、減少の一途をたどる状態のため、この恒久対策として区有地による児童遊園の建設を立案し、昭和三十八年度以降、積極的に用地の買収にふみきった。「児童遊園年度別買収明細表」によれば、昭和38年度には計3か所・1,429平方メートル、昭和39年度には、みつば児童公園を含めて計4か所・1,331平方メートル、昭和40年度にはみなか児童遊園・やよい児童遊園の計2か所・833平方メートルが買収されている¹⁸⁾。児童遊園設置の流れについては、昭和38年度に区の政策の転換点がありそれ以降、積極的に用地の買収がなされていくのである。

（2）東京都遊び場対策本部

さらに、このような子どもの遊び場をめぐる高度経済成長期特有の動きとして東京都と区市町村による「遊び場対策本部」の設置がある。都内区市町村でも公園事業を進め、昭和41年度に区部で93カ所、市町村で19カ所の公園計画をたて、その各区市町村に東京都が財政面で援助していたが、昭和41年第1回定例都議会では、「遊び場問題」を取り上げ、5月に青少年問題協議会に「遊び場対策小委員会」を設置し、この問題について検討することが決定した。以来、この小委員会でも専門的な検討を重ね、7月25日に「こどもの遊び場に関する意見」を都知事に提出した。

東京都は、この要望にもとづいて8月11日に「東京都遊び場対策本部」を設置し、「遊び場」に関する行政を総合的に把握して施策を実施することになった。本部は、まず「遊び場」を量的に確保するため45カ所の所有地を一時開放した¹⁹⁾。

この本部の設置にともない都と区、市、町、村が連絡協調し、相互の協力体制を確立して、遊び場対策を的確にすすめていくために、41年9月都と区市町村の代表者を構成員とする「東京都遊び場対策推進協議会」が発足した。これと同時に各区・市・町・村に対しては、都に準じて「遊び場対策本部」を設置し、遊び場対策の促進をはかるよう勧奨した²⁰⁾。

（3）新宿区遊び場対策本部

東京都の「遊び場対策本部」設置に対応して、新宿区においても間をおかず「遊び場対策本部」を設置している。この新宿区の「遊び場対策本部」の設置について『落合新聞』では、その発足を昭和41年9月10日発行の第40号1面トップの「原っぱを貸して下さい 遊び場対策本部スタート 本腰入れてふやす」で報じている。同じ時期、昭和41年9月15日発行の『新宿区広報』第506号でも「遊び場対策本部がスタート」の記事が2段で掲載されているが、『落合新聞』第40号1面では、設置までのいきさつや構成メンバーなどを5段で紹介し、より詳

しい内容になっており新宿区における「遊び場対策本部」設置に関する貴重な記録になった。現在、新宿区にはこの「遊び場対策本部」に関する記録は残存しておらず、その意味においてもきわめて貴重な記録といえよう。

この『落合新聞』第40号には、「遊び場対策本部」について「遊び場と教育施設は同等に考えねばならぬという趣旨のもとに、区では八月十八日午後、同所内四階会議室に於いて初会合を開き「新宿区遊び場対策本部」（本部長岡田昇三区長）をスタートさせた。新宿区は去る八月十一日都の遊び場対策本部（本部長・東知事）の発足いらい、二十三区のトップ。積極的に子供たちの遊び場づくりを推進することになった。副本部長に伊藤助役を選び、総務、区民、厚生、土木の各部長に教育長も加わり、各部課長、出張所長を含む十九名をもって構成、区の機構総動員の陣容。次の会合までには①区内の公園、児童遊園のほかあき地の実態を調べる②国所有地で転用できるあき地はどしどし公園、児童遊園にするための調査をする③賃借できる民有地で転用できる空地を調べあげる。などを決めた。」とある。この遊び場対策については新宿区議会昭和41年第3回定例会においても2人の議員から質問がなされており²¹⁾、この時期の新宿区において子どもの遊び場をめぐる問題は地域の大きな課題となっていた。

さらに「区では「遊びは子どもの栄養」というスローガンのもとに地域住民にも呼びかけ、ひろびろとした原っぱから子どもをしめ出さないで下さい。借りられるものなら貸して欲しい、子どもに使わして欲しいと協力を求めている。」として、「とりあえず落合新聞社では、対策本部幹事第一特別出張所桃川陽一所長を通じ千五百平方メートル以上の原っぱ六ヶ所を知らせた。」と遊び場対策本部への『落合新聞』による情報提供を報じている。児童遊園設置問題で設置候補となる土地の調査を重ねていた『落合新聞』は公園の候補となるような比較的大きな土地の情報を複数得ていた。1500平方メートル以上といえば、少なくとも40メートル弱四方ということになるが、そのような大きな土地がこの当時、複数空地として落合地域には残っていた。

この「遊び場対策本部」の活動として、昭和41年11月30日発行の第42号2面「遊び場開放 落合地区」で、第二次開放分の33カ所のうちの落合地区の「上落合一丁目落合処理場北側一万平方メートル」、「西落合二丁目オリエンタル前七千平方メートル」の2カ所についての開放と、昭和42年3月1日発行の第44号2面「都有地開放決まる 中落合やよい会内」での環状6号線に面する中落合三丁目七番内の道路拡張予定地の都有地の空地の一時開放のための中落合三丁目やよい会による東京都遊び場対策本部あての陳情署名運動を報じている。

上落合一丁目落合処理場北側は、事実上の遊び場であったが正式なルートでの開放ではなかったためのこの段階での指定であり、西落合二丁目オリエンタル前については、その後、『落合新聞』でも第44・45・47号で建設の進捗が伝えられ、最終号昭和42年10月26日発行の第50号3面「西落合野球場」で当初より遅れた10月26日頃のオープンを伝えるのである。

中落合三丁目やよい会の陳情は都有地の一時開放につながり、4月に遊び場として造成されることになった。これら「遊び場対策本部」の活動によって、子どもの遊び場という地域イン

フラが次々と整備されていった。「遊び場対策本部」による公園等の設置推進の流れができていたことは、落合地域おいての児童遊園・公園設置に対しても有利にはたらいた。

以上みてきたように、昭和36年ごろまでは児童遊園の設置については、学校開放や用地の無償借用など用地取得のための費用をあまり必要としない消極的方法によるものであり、新設も少なかったが、昭和38年度を転機としてそれ以降は、区有地による公園設置のために積極的な用地買収と児童遊園設置が進められていくようになる。さらに昭和41年には、「遊び場対策本部」の設置をみるようになり、子どもの遊び場を地域の中に設置していく動きは加速していったのである。

Ⅲ. 落合地域における児童公園設置の状況と『落合新聞』のまなざし

1. 『落合新聞』の「交通戦争」へのまなざし

高度経済成長期、「交通戦争」のさなかの落合地域においても急速な車社会への移行に交通整備が追いついてなかった。落合地域を貫いた放射7号線建設の記事は、昭和37年5月3日発行の『落合新聞』創刊号の1面トップ記事であるが、一連の放射7号線関連の記事や歩道橋設置の記事以外にも昭和37年6月10日発行の第2号は、さながら「交通安全特集」の感があり、見出しをあげていっても1面トップが「交通事故から子供を守るために」で、以下「管内交通事情説明会を開く」、「黄色い旗を設置 目白通り横断歩道」、「緑のおばさん不足 落合消防署前」の記事が掲載されている。同面のコラム「七曲り」の「緑のおじさん」では、「白バイのおじさんよりちよっぴり優しく、緑のおばさんよりちよっぴり怖い」という「緑のおじさん」を「とりあえず三百人ばかりこの大東京にはなしてみたらいかであろうか」との提案をしている。その後も昭和37年7月12日発行の第3号2面「交通事故の状況」、昭和37年10月10日発行の第5号2面「交通道徳高揚講習会を開く 西落防犯交通部」、昭和37年12月11日発行の第6号2面「十三間道路丁字路にゴーストストップ」、昭和38年8月11日発行の第13号2面「町会の動き 上落合町会には交通部置く 一丁目と東町会」、昭和39年3月12日発行の第18号1面「防犯交通懇話会」（開催案内）、昭和39年5月20日発行の第20号1面「交通安全映画の夕」（開催案内）、昭和40年6月9日発行の第28号1面「ヘリコプターで交通安全」、昭和42年6月25日発行の第47号1面「盛上る交通安全運動 上落合地区」、「春の交通安全運動の催し。警視庁音楽隊と母とこどもたち。落合公苑で」、昭和42年8月10日発行の第48号1面「放七開通 細路の交通量半減 目白通りもかなり緩和」と頻繁に取り上げ、地域の交通安全に対して継続的に大きな関心を寄せていた。

昭和38年9月25日発行の第14号2面「住みよい町に 座談会（上）」の中では、「子供がみんな道路で遊んでるんですね。この頃はトラックなどもどんどん入って来るし、本当に危^マいと思うのです。どこか小さくていいから、子供が安心して遊べる場所を作ってやれないものでしょうか。」「アパートはどんどん建つし子供はますます外へ溢れ出して来る。そこの辺りに見かける自動車駐車場なども、あれがもし、子供の遊び場に出来たら、どんなに楽しいものに

なるだろうがなんて考えてしまう。どんなに小さくてもいいのだから。」と自動車の急増でトラックなどがどんどん地域の中に入り込んできて危険になっている様子や、アパートや駐車場が増えるという高度経済成長下の地域が変化に直面する様子と、その中で「小さなものでいいから」と公園を望む地域の願いが記されている。小さなものでいいから身近なところに欲しいという要求は、以下で述べる「下落合に公園をつくろう」の提案と軌を一にするものである。「交通戦争」と呼ばれた過酷な状況の中、『落合新聞』は、地域の交通安全に関心を寄せ、地域の中に安全な子どもの遊び場を求める地域住民の声を取り上げていった。

2. 下落合地域の児童遊園設置

(1) 提案「下落合に公園をつくろう」

落合地域における児童遊園設置を求める動きは、昭和38年5月18日発行の第10号2面、隼田敬次朗氏の「提案 下落合に公園をつくろう」に始まる。提案者は、地域で文具店と算数教室を営み、東京都青少年委員、新宿区青少年副委員長を歴任し、町会の常務理事を務める人物²²⁾であった。おとめ山保存運動にも竹田とともに奔走し、昭和42年の新宿区議会議員選挙に立候補し竹田も支援した人物²³⁾であった。しかし、提案を掲載したものの、竹田は当初児童遊園の設置に対しては、あまり積極的ではなかった²⁴⁾。

ここで提案者は「近來落合周辺の自動車交通量が増加し、加えて、子供たちの遊び場として利用される空地も皆無となり、未就学児は必然危険な路上遊戯に育ち盛りの体力を発散させることとなります。公園が欲しい、安全に、のびのびと子供達を遊ばせてやれる公園が、ついその辺にあったら—これは下落合の親達の共通の希いではないでしょうか」として下落合地域に公園をつくることを提案していく。

①落合周辺の自動車交通量の増加、②子供の遊び場としての空地の不足、③未就学児が危険な路上遊戯をせねばならない。との3点が挙げられているが、これらはこの時期の落合地域の解決すべき課題であり、その解決こそが親たちの願いとして公園づくりが提案されていくのである。

提案者は当時の公園及び児童遊園の設置箇所（公園二十三か所、児童遊園三十三か所）を地図とともにあげ、下落合を除く他町では、幼児が大通りを通らず遊びに行ける公園または児童遊園が必ず一つはあることを示している。また区公園係長の「あのあたりは、大きなお屋敷が多く、子供の遊び場には不自由しないからでしょう。」という発言をひき、「これは係長の、落合の現状に対する認識不足と云うよりも、これまで、公園設置について要請、陳情の案一件も提出していない、落合地元民の消極さが、係長に、このように云わしめているのではないのでしょうか。」とこれまで公園がなかった理由として大きな邸宅が多いという地域特性とあわせて公園設置の要求をしてこなかった地域住民の消極的な姿勢を指摘する。

次いで「新宿区の約九・七%を占める面積に、約八%の人が住んでいる下落合は、旧来のお屋敷町のしわ寄せで、密住地域は区の平均をはるかに上回る密度を示しております。特に、下

落合三・四丁目の密住地域には、神社もなく、子供達が路上で遊ぶことも出来ません。」と広い敷地を持つ邸宅がある一方、密住地域では子どもが路上でも遊べないことを訴える。

さらに「今後、自動車交通の量はますます増加し、路上に遊ぶ子供達の危険が増すにつれ、遊び場の必要性を身近に感じ、公園づくりと真剣に取り組むべき時のきていることを痛切に感じます。又、火災時の児童の避難場所として公園の必要性を説かれる落合第一小学校の先生もおられ、これまた、児童福祉・保護の精神において、軌を一にする論であり、落合地元民の立ちあがりを示唆しているものと云えましょう。」と、安全な遊び場、避難場所として公園の必要性が増し、公園づくりに真剣に取り組まねばならない時期の到来に、地域住民の意識喚起をはかろうとするのである。

そして提案者は、「どうしたら公園ができるか」として、地元住民の側から「①用地を定める。②都又は区に要請して施設をしてもらおう」という2点をあげる。

「用地の取得。最初にして最大の障害が土地難であり、実はこれがあるために地元有識者も手をつけかねていたのでありましょう。区公園係も「従前は土地を区で買収した例もありますが、最近では土地買収の予算を全然組んでおりませんので、こちらから積極的な土地探しをすることも出来ません。ただ土地さえ提供されれば施設の方は引き受けます。」ということで土地探しについては全く消極的な立場をとっています。「このせちがらい世の中に、たかが子供の遊び場に高い土地をただで提供するお人好しがあるものか。」これが大方の見方であり、「どうしたら公園をつくることができるか。」は、一つに「どうしたら公園用地をつくることができるか。」にかかっているといつて過言ではありません。」と、消極的な行政の動きに対して、公園づくりのための用地をどのようにして得るかということを問題点としている。

そして「子供達のためには、どうしても公園が必要だという現実、地価が高く、一定以上の広さを必要とする公園用地の獲得が困難だという現実。二つの^マ^ミそごする現実^ニに^シて^テ当面した我々下落合の親達は何れに従って行動すべきでしょうか。

前者の主張を押して用地問題の打開として取り組むか、非常な困難がともないます。後者の困難を恐れていつまでも泣寝入りに堪えるか、子供達が可哀そうです。しかも土地についての状況は急速に悪化しており、一日の手遅れは一日の困難を増し、このまま手をつかねておれば殆んど永久に落合に公園を誘致すること不可能になります。

したがって今、我々は用地取得についてあらゆる面からその可能性を検討して行動して、子供達のために土地を探し、用地を造る努力を為すべきでありましょう。」と児童遊園設置に向けた用地取得のための努力を訴えるのである。

さらに、「どういう方法で公園用地を求めるか」という問いに対し、3点の方法をあげて論を進めていく。

「①先に土地の買収費用は、予算に組み込まれていないと書きましたが、これは現在はこうなっているということであって、次期以降の予算編成に当って、公園用地の買収費を計上できないということではなく、地元民の強力な要請によって当該予算を計上することも可能なのであり

ます。都市公園法第十九条、竝に同法施行令第十四条も地方公共団体の用地買収費保有を前提として、用地の取得に要する費用の国の補助額を定めております。

我々は新宿区内に於ける唯一の公園を持たぬ町の住民として、窮状を訴え、当然、享有すべき権利を、区或いは都の為政者に要求する。勿論これと並行して候補地の選定を準備しておく。

②当該地域にある公有地（未確認）の現施設の中で、移転可能なものを代替地（例えば区民には殆んど利用価値の認められない落合公園一九五七三平方米、区有地一等）に移転してもらい公園用地とする。

③町内に広汎な土地を所有する大企業又は大地主に呼びかけ、期限付で用地の提供をお願いする。（期限は五ヶ年以上）この場合は公園としてではなく、児童遊園として暫定的な施設にとどまるので引き続き、その後の対策を講ずる要がある。」と用地取得について考えられる3つの方法をあげている。①の「地元民の強力な要請」とは請願・陳情などを指すのであろう。そして②の既設の施設の移転による用地と③の私有地の期限付き提供が、この段階で用地取得のために取りうる方法として考えられていた。

そして最後に「以上は、未検討の試案にすぎませんが、とに角、公園や児童遊園はただ待っていても誰もつくってはくれません。ここに、公園設置を切望する同志を募り、児童福祉の精神に立脚した公益運動として、展開していきたいと存じます。」と提案を結ぶ。“消極的”な下落合住民に対し運動の展開を呼びかけて提案を結ぶのである。

(2) 提案に対する反応

この提案を受けて、『落合新聞』では、時の岡田昇三新宿区長に取材し²⁵⁾、提案掲載の翌号となる昭和38年6月12日発行の第11号2面「児童遊園・下落合駅前空地など 質問に答えて」で区長の児童遊園設置問題についての回答を掲載している。

その回答の内容は、「土地を購入するには区の財政では不可能。しかし、土地を提供あるいは借入地があれば、設備の方は引受ける。現在区の所有地は用途がきまつてるし、遊園として使用できる土地は落合には全然ない。区内にいまある児童公園のうち半分までは借用地になっている。」と土地の提供あるいは借入があれば設備はするとしているが、財政上、土地を購入して区有地としての公園設置の不可能をいっている。昭和38年度以降、区によって積極的に公園用地の買収が進められていくが、まだこの段階では消極論を展開している。

そして児童遊園問題の解決策として、「小、中学生の遊び場に学校の校庭を利用している。小、中学校は大体各地区にあって敷地面積は千二、三百から四千坪程度、運動場は平均五百坪ぐらいある。したがって現在五十一校あるから二万五千坪が利用できる。（中略）土曜、日曜休暇中は学校が閉鎖になって使用できないから校舎の中に入れてないようにして運動場を開放してもらおう。（中略）また、校舎内に立入らぬために、水飲場、手洗場、便所等の設備はする。あるいは砂場や日除けも施設する。その他、要求があるならブランコを設備してもよい。」と、

このころすすめられていた学校の校庭開放をあげ、小・中学校校庭への施設設備を提案している。また、「寺院、神社等によびかけて空地を利用させてもらえるとよい。設備はする。しかしこれには世論が必要だ。」と世論（＝住民の要求）によって、私有地である寺院、神社などの土地の利用も提案している。この段階での区長の回答は費用がない²⁶⁾ということで土地さえ準備してもらえれば設置はするという消極的な姿勢であった。

しかし、区長の回答が掲載されたのと同面の最下段には、「児童公園建設可能 都も区も協力的 あとは地元有志の理解」との見出しで「前号隼田敬次郎氏の「下落合に公園を作ろう」の提案を東京都知事東龍太郎氏に当社から送ったところ、丁寧なる返書を戴き、その後六月七日、都庁内建設局公園緑地部技術課長より当社へ電話があり「知事からこの提案を研究しておくよういわれている」そしていろいろな注意事項と共に土地を探してみようとするとのことであった。隼田氏の提案の通り下落合には公園がないのである。子供達的生活環境を少しでもよくするために、町内の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。建設するとすれば、下落合一丁目から二、三、四、西落合東側方面にかけての密住地域で、そういう処で売地、借用地があったら是非知らせて戴きたい。皆様、折角の好意を逃すまい。また、もちろん、関係する都議、区議の方々にもご協力をお願いしてあります。」と東龍太郎都知事に提案を掲載した『落合新聞』を送付し、その後の東京都の担当課長とのやりとりの様子を掲載している。知事からの返事の内容は、送られた提案を読んだという礼状であった²⁷⁾が、その後の担当課長からの落合新聞社への電話の内容から考えれば、都は公園設置に向けた好意的な姿勢を持っていることがうかがえる。地元選出の都議・区議の協力もあり、児童遊園設置に向け、行政側からの強力な協力支援体制を得たといえよう。そして、児童遊園設置は地域の協力のもとに次の段階に進んでいくのである。

（3）児童遊園設置をめぐる陳情

その後、この児童遊園設置に関しては、昭和38年7月12日発行の第12号2面「下落合公園誘致運動—まず陳情署名簿を—」で「下落合に公園を誘致するために五月十九日隼田敬次郎氏の「下落合に公園を作ろう」の提案はその後関係方面にかなりの反響の呼び都・公園緑地部技術課では既に東都知事の指示に従い具体的な研究を進めている。また区でも、岡田区長をはじめ区公園課など積極的な態度を示し、まず順序として基本的に必要な地元の陳情署名簿を一日も早く提出されることを待っている。」と落合地区への公園設置についての都・区の積極的な反応と、現状として設置の動きを始めるため取るべき手段としての地元からの陳情が待たれていることを報じている。

そして、この号では東都知事の意を受けた東京都の担当課長からの『落合新聞』への電話連絡以降の経過報告が掲載されている。

「六月十二日 公園設置問題について岡田区長に当社より電話し教示を求めたところ、「都の具体的意向をたしかめるため、公園緑地部を訪ねてみるように」との指示を受けた。」という

ことで竹田と提案者は翌日さっそく行動にでる。「六月十三日 当社代表と提案者隼田敬次朗氏共々、都・公園緑地部技術課を訪問、担当官技術課長北村信三氏、並に東京都技師森守氏に面会、具体的内容を聞く。資料として既下落合を中心とした三千分の一地図が用意されており、下落合の空地部分が一望できるようになっていた。公園課の説明によると、昭和三十二年首都圏整備のため、東京都の都市計画が再検討され、都市計画法、都市公園法に基き、都内全域にわたって公園予定地の計画決定がなされたが、下落合地区は恐らくは各個人宅の緑地部分が比較的多いため、再検討案中ということで盲点になっていたものと思う。もちろん、下落合がそれによって取残さるべきものではなく、早期に計画し、事業決定なさるべきだと思ふとのことであった。また、東京都技師森守氏によれば、下落合には公園乃至緑地々区が数箇所存在すべきだとの意見であった。」と公園設置の要求の妥当性を東京都技師の意見として得た。この日の面会で北村氏より公園の用地探し、ならびに公園設置のための陳情・請願、陳情署名簿の提出といった手順を踏むという提案がされたようである。そこでは議会会期中でないと提出できない請願ではなく陳情が勧められている²⁸⁾。

そして都からの意見を新宿区長へ伝えていく。「六月十五日 岡田区長を訪問、都緑地部訪問の結果を報告。岡田区長は「区でも都知事宛副仲をつけて積極的に応援する」との意向である。また、大塚工事課長より細部にわたって今後の進め方の教示を得た。」と区・区長による応援を取りつけ、東京都の担当者から用地探しから陳情・請願、陳情署名簿の提出といった細部にわたる今後の具体的な事業の進め方についての教示も得るのである。これらの結果について、「六月十九日 下落合三丁目町会安海忠一氏に以上の経過を説明。今後は町会が主体になって運動を進めてくれるよう理由書を添えて懇請した。」と今後の行動主体となるべき町会に対しそれまでのいきさつを伝えるのであった。

しかし『落合新聞』は、この段階では「当社としては新聞を作ることが最大の任務でそれ以上の暇を作ることは目下困難。よろしく頼みます。」とこれ以上深入りしない姿勢をとっていた。個人や『落合新聞』ではなく、町会が陳情の主体となっていくのである。児童遊園設置については、当初提案者個人と『落合新聞』とが主体となったが、その動きが都・区を動かし、児童遊園設置に向けた流れが生まれてきた。そしてその流れは町会を主体とする陳情に向けた署名運動という手続きを必要とし、陳情の結果、議会が動いて児童遊園設置につながるということになるというのである。

この陳情については、その後昭和38年8月11日発行の第13号2面「下落合に公園誘致運動経過 都、区に陳情書提出」で、「下落合三丁目町会（安海忠一会長）が主体になり先頃から行われていた下落合へ公園を誘致するための署名運動はその後下落合各町会の協力を得て順調に進み、七月二十二日、下落合一、二丁目、知久会、三、四丁目、辻町、四・五丁目合計七町会の代表署名簿が集った。署名人員は一七七名で、この町会連合署名簿を、七月二十三日新宿区長代理²⁹⁾ 助役時津武雄氏に同二十五日に都公園緑地部技術課長北村信正氏にそれぞれ提出し受理された。原本は都へ、区は複写して受理した。陳情者を代表して安海会長と隼田敬次朗

氏と当社代表が随行した。」と7町会による署名が集められ、陳情が都・区に対してなされたことを伝えている。この段階では、都に町会連合署名簿の原本を、新宿区には複写を提出し陳情している。しかし、これ以降の陳情・請願は新宿区に対してのみに行われており、東京都に対する陳情・請願は行われていない。

3. 公園づくりの過程

(1) みつば児童遊園

先の児童遊園設置をめぐる陳情の動きは、紆余曲折あるが、「みつば児童公園」として結実する。昭和39年5月20日発行の第20号1面「陳情・請願その後 児童公園二箇所 下落合に新設予定」では、「下落合に児童遊園を二箇所新設したいから一箇所につき百坪前後の空地を至急探してくれるようにと新宿区役所土木課緑地部公園係から下落合三丁目町会安海忠一会長あて知らせがあった。これは去る三月三十日区内に児童遊園を増設する法案が区議会を通り、予算が計上されたので、陳情が出ている下落合に優先作ろうとするため。」と下落合に2カ所の児童遊園の設置のための用地探しをするよう連絡が入った。ただし、この段階では設置が確約されていた訳ではなかった。「しかしこの署名簿には当時土地がなかったので具体的にどこの土地という指定がないから、土地が見つからなければ予算はよその土地に廻されてしまうことはある。見つければ直ちに設備すると公園係はいつている。」とその予算は確定ではなく、土地が見つからない場合、予算が別な候補地にまわされてしまう恐れについて言及している。

そして児童遊園設置のための土地探しの様子が以下のように伝えられている。「安海会長からは各町会等に呼びかけ広く土地探し運動が行われている。遊園地を作る処は下落合なら、例えば、目白通りから引込んだ処、氷川神社附近、中井駅附近、西落合東方というように子供達が最も遊び場所に困っている処ならどこでも。百坪前後の土地ならばしばしば売りに出ているし、附近不動産業者などと連絡し合えば見つかる可能性は十分にあるし、頼めば売ってくれそうな人もあるように見受けられる。地価は相場並の坪十二万—十五万位まで。何とか作りたいものだと思お母さん方がしきりに願っている。ご連絡は下落合各町会長、役員または当社まで。」と町会や『落合新聞』が主体となつての公園用地探しの動きが報じられている。

児童遊園設置は順調に進んでいるかに見えたが、事態は急転する。昭和39年6月23日発行の第21号2面「好機を逸す 下落合児童遊園 僅か十日違いで 西落合と牛込にきまる」では、区緑地部公園係から通知があり「今年度の二箇所は西落合と牛込に決定または内定した。」と選から漏れてしまったことが伝えられる。しかし、「見通しあり直ちに新規請願」として、手段を請願に変更して児童遊園設置に向って行くのである。

児童遊園の設置が西落合と牛込に決まった段階で『落合新聞』は、事態打開に向け迅速に動き出した。「申込みの土地は環境地形を調べ価格等の条件を訊き、公園係に連絡した。やはり今年度は無理という。何かきき出したい気がしたので区長はじめ連日いろいろな人に会ったが個人の勝手な返事を望むわけにはいかない。」と『落合新聞』は各方面に取材、面会し事態の

打開を図ろうとするのである。そして、「候補地の一つ、すなわち、下落合三丁目一四五九番地内、八十八坪六合六勺は交通の危険もなく、三方密住地域で附近住民が長い間「あの辺に遊園地ができたらなあ」と思い描いていた理想地である。むかし「伊勢原遊園地」のあった近く。ここを逃したら再びかような理想地が得られるかどうか分らない。今年度もう一箇所をと、何はともあれ直ちに請願することにした。今回の責任をとる意味に於てもその面倒を当社でとらせて貰い、急ぎ請願書を作り理由書を添え、これを別記代表の方々に理由を説明し賛成を得、新宿区議会議員滝上源次郎、小野田彌兵衛氏を通じ、五月二十九日、新宿区議会議長鈴木徳之助氏に提出した。議長は「六月九日から始まる議会に必ずかける」と云った。あとは滝上、小野田（彌）両氏にお任せした。」と地元の区議会議員である滝上源次郎、小野田彌兵衛を紹介議員として、新宿区議会に対して請願の手続きを行なうのであった。児童遊園設置のための一連の取材などを通じて『落合新聞』と区長との関係性は確立されていたが、区議会議長や区議会議員の大半とも顔見知りであったようだ。議長への請願の提出後、「自民党に地元紹介議員に請願書を出したことを伝え、他党には宜しく頼むと一言いう」、という「根回し」もしている。また「区長室にはむやみに立ち寄るべきではないと考え、後で電話で依頼することにした」³⁰⁾と、この請願に関して区長にも協力を依頼していくのである。

この時の請願代表者として「下三丁目副町会長宇田川文一（会長留守のため）、下二丁目町会長幡野義甚（二丁目も近いので）青少年委員隼田敬次郎、PTA会長新谷由延、老人代表海老原ウメ、医師熊倉進、夫人熊倉恵子の諸氏および当社。」と町会、青少年委員、PTA会長、老人代表、地元の名士、そして『落合新聞』をあげ、「遊園地増改修のための区財政予算」として、公園費 八五四一〇千円 内訳 土地買収費 四七八二六千円 既設公園整備費 一九七九二千円 公園便所増改修費 三七七二千円」と知己であり、会計監査委員であった小野田彌兵衛よりの情報で、まだおよそ一四〇〇万円ほどの予算が残っていることを報じている。

この時は、一回時機を逸していることもあり、請願をいう方法で議会による決定という形をとって確実に設置しようという意図があったのであろう。区の残存する予算をあげながら設置の可能性が残されていることを示唆している。

そして、昭和39年7月27日発行の第22号4面「下落合児童遊園6月議会で決定」で「今年度もう一カ所追加請願中の下落合児童遊園候補地は、去る六月三十日、新宿区議会定例会に於いて決定された。（正式な通知は七月二十日紹介議員小野田彌兵衛氏が代表して、請願者筆頭下三町会副会長宇田川文一氏に伝達された。）」と、その後の請願の結果、下落合の児童公園設置の決定について報じている。

「場所は下落合三丁目一四五九番地、読売専売所横現在某氏居住の住宅の宅地八十八坪六合六勺で、これができれば戦後初めて下落合にかわいい遊園地ができることになる。」設置の場所について伝える。しかし「議会は通過したものの、土地買収はまだ済んでいない。この理由は新宿区が本年度児童遊園を新設する計画をたてたのは二箇所、それはすでに牛込を西落合に決定し、その方に予算を使い、こちらを買収する予算が計上されていないから。」と、今後

の土地買収の見通しについて記している。土地所有者の事情から区による早期の用地買い上げを望んでいたが、なかなか買い上げが進まず、間に入った『落合新聞』も対応に苦慮していた。

その後の経緯については、昭和39年10月8日発行の第24号1面「下落合児童遊園の予算通過」で、「戦後初めて、下落合三丁目一四八九番地内に設置されることになっていた下落合児童遊園地は、九月二十九日、新宿区議会定例会議において予算が通過したむね区議会副議長滝上源次郎氏から知らせがあった。」とその予算の通過を報じている。

その後は、昭和40年6月9日発行の第28号3面「みつば児童遊園 八月頃完成予定 下落合三丁目」で、「戦後、西武線以北の下落合に初めて出来ることになった下落合児童遊園は、「みつば児童遊園」と命名、区公園係は八月頃完成の予定で工事準備を進めている。」として、「みつば児童遊園」の名称決定と設置予定の遊戯施設を伝えている。

そして、昭和40年8月29日発行の第30号2面「みつば児童遊園 開園式に四二〇名も子供たちでいっぱい」で、七月二十九日の開園式には近所の子供たち約四二〇名が詰めかけ、開園式に来場の岡田区長の「地面が見えない。」と驚く声や、区公園係も「新宿区はじまって以来」との声を紹介し、地域に大いに歓迎され賑わった開園式の様子を伝えるのであった。

(2) みなか児童遊園

みつば児童遊園の設置がすすみつつあったころ、その一方で既設の公園の土地所有者から敷地の返還要求があり、土地の返還、代替の児童遊園設置の動きがみられた。昭和39年9月10日発行の第23号2面「最勝寺児童遊園 無償で土地を13年 寺は返還を要求 東町会が維持を斡旋」では、上落合の最勝寺の土地の無償提供を受けて設置されていたわかば児童遊園の敷地の返還をめぐる記事が掲載されている。

わかば児童遊園が設置されるまでの経緯として、「昭和二十六年、まだ上落合に子供の遊び場が全くなかった頃、時の町会長（当時は親和会）山崎勝史さんが土地のあるうちに町内に児童遊園地を設置したいと考え、たまたま最勝寺の空地を交渉したところ、特に期間は設けず寺は心よく承諾してくれ、話はまとまったのだが、設備するには町会に予算がなかったため、区に設備を依頼した。しかし区としては私有地に無条件で設備することはできないので「区児童遊園地として無償で使用することを承諾」する一札を昭和二十七年五月八日所有者最勝寺が区に入れて設備された」という。

この敷地については、「最勝寺はもともと町会に貸すつもりだった。そのため親和会との間には次のような協定書が入っている。つまり、寺が必要とし返還を要求するときは六ヶ月前に通知するものとする。」と寺側と町会との約束として、区は介在しないことであったようだが、先の私有地に無条件で公園の設備はできないということで区の児童遊園として無償で使用することを承諾するとして公園を設備した。町会側はこの敷地については、児童遊園維持のためにも区に買取ってもらいたいという希望を持っていた。

しかし、このわかば児童遊園の敷地については、最勝寺側に売却の意志がなかったようで、その後寺側の敷地返還要求により返還されている。昭和40年5月3日発行の第27号4面「わかば児童遊園は寺に返還 区と地元は代替地探し」で町会による児童遊園維持斡旋の動きもあり、新宿区も児童遊園敷地の買上げの用意をしたが、最勝寺側に敷地売却の意志がなく3月末に敷地を寺側に返還したことを伝えている。前述のⅡ. 2. (1)で「社会事情の変転による貸駐車場ブームや、社殿などの建築復興などにより、用地返還の要請があいつぎ、昭和三十七年以降これらの理由で廃止したものが七か所にもものぼった。」ということを引きいてあるが、この用地返還こそは、その一例であった。これも地域が直面した高度経済成長期の課題の一つであった。

わかば児童遊園に替わる児童遊園については、比較的スムーズに土地探しから設置までが流れていく。昭和40年8月29日発行の第30号2面「遊園地造り進む 上落合わかば児童遊園の代り早くも決まる」で、「地元有志は町内あちこちで好適地を探す遊園地造りの動きが活発になった。」として代替児童遊園の設置までの動きを報じている。

「わかば児童公園」は、去る三月末区は寺に返還したが、直ちに空白を埋めるため岡田区長の指示で土木課公園係（山口辰雄係長）は同地附近一帯の土地探しを行い、このほど上落合二丁目八一〇番地に用地面積三〇三・六平方メートル（九二、二八坪）の売地を発見、七月十九日これを買収した。」この買収に至るまでには、竹田と懇意であった区青少年委員ら地元有志らが上落合周辺の不動産業者や地主等も訪問して土地探しをしたり、最終手段として土地を求めるチラシ八千枚を作る準備もしていたようであったが、新宿区がその前に代替地を確定した。

この公園については、その後、昭和40年12月20日発行の第33号4面「美仲橋そば児童遊園工事始まる」で、児童遊園について「みなか児童遊園」と命名、十二月一日より造成整備にかかった。来年一月中旬に完成する予定。」とその名称決定や設置予定の遊戯施設が伝えられ、昭和41年3月14日発行の第35号1面「みなか児童遊園開園式 上落合」で、「みなか児童遊園地」が一月二十四日完成し、二月十日午後三時から開園式が行われた。式には大喜びの子供たち三五〇名が集まり、と開園式の様子が報じられた。

この「みなか児童遊園」については、既設の児童遊園の代替でもあり、また区による積極的設置が進められ始めた時期にもあたり、区の主導による設置が進められたため作業もスムーズであった。この児童遊園設置に関しては用地探しの段階での町会や『落合新聞』などの活動は見られたが、陳情・請願などはなかった。用地探しには地元も協力していた。『落合新聞』の役割としては設置の経緯と情報提供が主なものであった。

(3) やよい児童遊園

そして同じところにさらにもう一件、児童遊園設置の様子が『落合新聞』のなかで伝えられている。昭和40年8月29日発行の第30号2面「中落合三丁目児童遊園は 区と折衝中」で、「中

落合二丁目には「みつば児童公園」が出来たので、環状六号線東部の同丁内（同丁内）にいる子供達の安全地帯は確保されたが、環六を走って遊びに行く危険性が多分に生じてきた。そのため、環六西部地区のお母さんたちはひどく心配。いまは注意が徹底しているとはいえ緊張には限界がある、というので同地域の医師、菅谷吉之助さん＝中落合三丁目3番5号＝が筆頭になり、去る六月始め、地元町会および有志八六名の署名を集め、参考資料を添え、岡田新宿区長に陳情した。陳情の箇所は中落合三の14番17号、三井船舶所有地約三四三平方メートル（一〇四坪）ここは東は環六、北は目白通り、西は少し離れて放射7号線に囲まれた三角地帯の中。この地域は地元ではかねてから遊園地を設置したいと切望していた密住地で、三井船舶でも前々からもし払い下げの場合は地元の希望を考慮するといわれていた処。」と町会、地元有志による区長への陳情の動きが報じられている。区長に陳情しているが、その陳情が議会に付託された形跡は、『新宿区議会史』や当該年度の「新宿区議会会議録」にはみられない。「みつば児童遊園」の開園式に際し、竹田も区長に「口頭陳情」したという³¹⁾が、区による設置が積極的に行われていた時期でもあり、町会などの陳情は要望というかたちから区の事業としてとりあげられ結実したのではないだろうか。

この公園については、「やよい児童遊園」と名付けられ、その設置については、昭和41年5月24日発行の第37号1面「やよい児童遊園 完成は夏休み前」で、「五月末頃から工事にかかり、夏休み前に完成の予定。」と設置予定の遊具や今後の作業予定が報じられ、昭和41年9月10日発行の第40号1面「やよい児童遊園開園」で「八月八日朝、中落合三の十四番に区立やよい児童遊園が開園した。（中略）開園を待ちわびた子どもたち三百人が早朝から詰めかけ」と、開園式の様子が報じられている。

（4）下落合公園

下落合公園は、上記の「みつば児童遊園」、「みなか児童遊園」、「やよい児童遊園」が「児童遊園」なのに対し、「下落合公園」はその敷地面積から「公園」である。

この下落合公園については、昭和41年5月24日発行の第37号1面「遊園地造りの土地探し下落合二丁目」で「子供を事故から守るため、知久会会長堀内能充さん、下落合二丁目町会長幡野義甚さん、落四小PTA会長豊田幸子さんらが、今年は是非とも下落合二丁目の空白地帯に遊び場を誘致しようと、八方手をつくし土地探し運動を行なっている。」と児童遊園設置が地域で続く中、地域の2町会と学区の小学校PTAによる用地取得のための動きを伝えたのが初報である。

その後、昭和41年8月5日発行の第39号1面「遊園地陳情」で、「下落合二丁目地区では児童遊園候補地六カ所を見つけそれぞれ区土木課に連絡、そのうち二の五九五、処分中の元本田宗一郎氏仮邸を好適地として七月二十九日地元有志は区土木課に口頭陳情した。」と本田技研工業株式会社社長（当時）の本田宗一郎の元仮邸を「児童遊園」の候補地にすべく、区土木課に「口頭陳情」している。口頭陳情も陳情の一形態であるが³²⁾、新宿区にも「遊び場対策本

部」が設置される時期でもあり、陳情は議会に付託されるのではなく、それ以前に区の事業（遊び場対策本部の事業）として区が主体となって本田技研側と交渉して用地を取得していくのである。

この公園設置については、昭和41年9月10日発行の第40号1面「本田宗一郎氏仮邸跡 伊藤助役自ら交渉 成功を祈る地元民 遊び場づくり下落合二丁目」で「区土木課長財務課長は本田技研担当重役と接渉、ひき続き伊藤助役みづから再度にわたって譲渡のお願いにおもむいた。区は予算措置が困難なため公債で譲ってくれるように鄭重に懇願している。地元民もひたすらに成功を祈ってやまない。」と陳情後、区側と本田技研の交渉について報じている。

昭和41年10月23日発行の第41号1面「元本田宗一郎氏仮邸 児童遊園地に決まる 下落合二丁目」で「本田技研と交渉をつづけていた新宿区は、去る九月中旬、神谷担当重役から「公債で売ってもよい」という承諾書を伊藤俊行助役が頂戴して話がまとまった。その後区は、新小川町に増設計画中の児童遊園約千平方メートルとともに、予算一億四千万円（内本田邸は家屋共約四千九百万円）の起債を九月定例区議会に上程、議決。ついで自治省へ起債認可を求める手続きをすませた。この起債手続きは、都の承認（既に承認）を経て自治省に回り自治省は都内全区から提出された分を一括して大蔵省と審議し、再び都を通じて区へ連絡が返ってくる。十二月頃の予定。造成計画はその後になる。」と本田宗一郎仮邸の公園設置決定を伝えている。

その後、昭和42年3月1日発行の第44号2面「オリエンタル前と元本田宗一郎氏仮邸 四十二年度に造成見通し」で自治省より起債認可の内示を、昭和42年3月31日発行の第45号1面「新年度予算から 公園と児童遊園 西落合と下落合は工事」で家屋取りこわしと下落合公園の工事の進捗を伝える。さらに昭和42年8月10日発行の第48号1面「もうじき開園 下落合公園 よい子の遊具がいっぱい」で、八月上旬完成予定の工事の進捗状況と八月中旬の開園式の見込みを伝えている。

そして、昭和42年9月21日発行の第49号1面「下落合公園の開園式」で「八月十七日下落合公園の開園式が行なわれた。この朝お母さんたちによってすっかり清掃された公園に、集まったよい子約五百人。」と開園式の様子を伝えるのであった。

『落合新聞』の発行期間になされた4つの児童遊園・公園設置に『落合新聞』は大きく関わっていた。「みつば児童遊園」設置には陳情・請願の起点・主体として、「みなか児童遊園」設置では経緯の報道、「みなか児童遊園」設置では口頭陳情、「下落合公園」設置では口頭陳情や遊び場対策本部との対応がその役割であった。

(5) 社説「遊園地を確保しよう」

落合地域に児童遊園設置がすすめられていた昭和30年代後半から40年代前半であったが、『落合新聞』昭和41年5月24日発行の第37号1面に「社説 遊園地を確保しよう」が掲載されている。これは児童遊園設置問題に関しての『落合新聞』唯一の社説である。この号の1面

トップ記事は、「ようやく計画決定 おと山と自然苑 一日も早く造成開放を」の見出しのおとめ山保全の公園設置が、田中角栄大蔵大臣の保全約束から一年かかってようやく決定したという記事であった。その他、公園設置事業の進行手順や遊び場を求め新宿・中野・豊島区などからやってくる子どもたちについての記事や、「落合公園に石の山」、「遊園地造りの土地探し」で後の下落合公園設置につながる下落合二丁目町会の動き、やよい児童遊園の工事の進捗状況などが掲載されており、さながら公園特集の様相をみせている。児童公園設置はある程度進捗していたが、「落合秘境」の保全が確約されたにも関わらずおとめ山の整備は遅々として進んでいなかった中での社説の掲載であった。この社説からは、児童遊園設置が進捗する中、さらに多くの設置をすすめていこうという主張と行政に対してさらにスピード感をもって事業を進めていくべきだという主張、地域住民の市民意識の欠如に対する批判、竹田の子どもに対するまなごしなどを窺うことができる。おとめ山自然苑の造成が遅々として進まなかったということがこの社説掲載の背景にあるが、その背景には児童遊園設置など『落合新聞』の子どもの遊び場についての思想があらわれている。

「区は昨年と同様今年も児童遊園二カ所、用地買収の計画を発表した。数は僅かではあるが、区は必ずしも数字にはこだわっていないようだ。新設は昨年は三カ所、今年も三カ所にそれぞれ増えているからである。このような結果が生ずるのは、云うまでもなく区民の要望と理事者側の理解が実を結んだからに外ならない。しかしながら遊び場造りの要求は右の数字では到底緩和できないほど切実であるし、折角好適地を発見しても、行政措置の緩慢さから諦めてしまわなければならない状況が往々にして生ずることがある。年度はじめに用地買収の計画を発表した当座は、区は受入態勢を整えている期間であるから、期間内の要請は比較的容易に結着するけれども、計画充填以後の要請になると非常に困難が附随する。これを緩和しなければならない。」と住民と区の協力による児童遊園設置について一定の評価を加えつつ、さらなる行政措置を求めている。

そして、「こんにち、公園、児童遊園を確保することで最も困窮するのは用地取得の問題である。僅か二カ所の計画だから、要求に比例して考えるならば、発表と同時に消化されていると想像するのが普通である。それが残っている。もちろん、土地さえあればどこでもよいと云うものではない。僅かな予算で僅かに増設するのだから最善の場所を選択するのは当然である。だからこそ、条件の揃った最良の場所を発見したときは、計画外といえども逡巡せず速やかに内容を調査し、善処する方法を講じなければならぬ。これが土地不足の現代における遊び場づくりの要訣ではなからうか。」と、児童遊園設置のための用地取得の問題点として行政側のスピード感のなさを指摘する。

「昨年こんな例があった。場所は下落合二丁目の密住地域、交通安全の面からも場所柄は申し分なかったし、広さも四百平方メートルで不適當ではない。おまけに地主は家庭の事情から早く売りと欲して価格も非常に安かった。約二カ月後にその土地は売ってしまったが、このような場合、行政措置にスピードがあれば買収することは可能な筈である。地域の有志は再度その

附近に売地はないかと探している。」と行政側のスピード感がなかったゆえの用地取得の失敗例を引きつつ、

「遊び場の拡張は、都、国というように上層に行くにしたがって薄情になる。計画決定されてから五、六年たっても実行されないケースは決してめずらしいことではない。遅れる原因は商業主義にかき回されてしまった現代の、発展という美名あるいは個人的な欲望のもとに、公園施設や子供のことは後手に回されてしまうからである。云ってみれば新宿駅附近の副都心建設構造など放っておいても副都心になるような地理的諸条件を備えている処なのだ。それよりも、小さな児童遊園一つでもよい、造るべく犠牲的努力をしている庶民のほうがはるかに尊く見える。」と、戸山ハイツとの兼ね合いで計画が進まないおとめ山の問題とあわせて「商業主義にかき回されてしまった現代の、発展という美名あるいは個人的な欲望のもとに、公園施設や子供のことは後手に回されてしまう」との高度経済成長期の社会に対する批判を加えている。『落合新聞』の当時の社会の現状に対する姿勢の表明と言えよう。

そして「新宿区には現在二十四の公園と四十一の児童遊園がある。この数字は二十三区の中では上位にある成績をおさめているが、児童憲章、都市公園法で約束された数や広さからはまだまだ遠い。「子供の天国」と評判を呼んだ山形市の公園の数は全国平均の四倍という充実ぶりを見せた。新宿区も少くともそのようになりたいと思う。」と新宿区の公園設置数の将来的な目標を掲げる。

次いで「しかし、子供を守るのは地域の親が為政者と一体となって施策しないと進歩は望めない。先日婦人週間に寄せた都民生局の「都婦人の意識と実態」によれば、婦人の市民活動への関心はきわめて低く、町会、婦人会に積極的に参加している者は僅かに三・九%しかなかった。それでいて遊び場造りの要求も婦人が第一位である。昨年七月、中央福祉審議会が厚生大臣に答申した内容では、青少年、児童で死亡の第一位は事故。その外目についた最近の調書では、都総務局青少年対策部の昭和四十年版「東京都における青少年問題の現状とその対策」。いずれも子供の遊び場不足を痛切に訴えている。市民意識の欠如は男性とてけして婦人にひけをとるものではないが。」と婦人の市民活動への関心の低さを嘆きつつ、男性の市民意識の欠如も婦人にひけをとるものではないと批判を加える。ここでいう市民意識の欠如とは、「町の利益を擁護する」ような活動への参加の意識の欠如ととらえるべきだろう。「子供を守るのは地域の親が為政者と一体となって施策しないと進歩は望めない。」との言葉には地域と行政の協力なしには児童遊園設置はすすんでいかないという考えの表れであり、その中で「市民意識の欠如」＝「町の利益を擁護する」ための主体となる町会への参加を求める『落合新聞』の意識のあらわれといえよう。

そして最後に「土地は無いのではない。日常注意しておれば必ず見つかる。不動産あっせん所へ行って見れば分るように、落合地区だけで通常十数カ所の売地が掲示されている。隣ではうるさくて困るというのも困ったエゴイズムだ。子供の声は民族のエネルギーである。健康な体と未来を背負う子供たちのために、大人は真剣に考えねばならない。」と結ぶのである。駭

音問題などから近所に児童遊園が来てほしくないというエゴイズムの批判と「子供の声は民族のエネルギー」という「町の利益の擁護」にとどまらない、子どもたちとその遊び場に対する『落合新聞』のまなざしがここにあらわれているのである。

IV. まとめ

高度経済成長期は、成長に伴い発生したさまざまなひずみの中から、そのひずみを正すべく制度・仕組みが整えられようとしていった時代であるともいえる。児童遊園設置を求める動きは、遊び場という経済成長には直接影響のないものを求める動きであり、「交通戦争」と呼ばれた過酷な状況下で危険にさらされていた子どもたちの安全な遊び場は、当初積極的に増設はされなかった。新宿区においても、昭和38年度までは、学校開放などで遊び場を賄おうとしており、解決策となる児童遊園設置やそのための用地取得には消極的であった。

しかし、空地が比較的多く公園整備の余地が残されていた落合地域は、いわゆる「交通戦争」の下、安心して遊べる子どもの遊び場をつくるという児童遊園設置の要求が高まり、行政側からも児童遊園設置のための積極的用地買収の流れが昭和38年度以降に出来てきた。他方で同じころより生じていた全国的な遊びを求める潮流や、東京都や新宿区による遊び場対策本部の設置といった積極的に遊び場を増やしていこうという行政側の動きも落合地域での児童遊園設置を求める活動に有利に働いた。

児童遊園設置は区有地として買収された土地を利用するものとなり、その設置のためには、用地買収のための積極的な候補地調査と情報提供、そして設備設置の予算獲得のための活動が必要となった。特に用地買収には予算獲得が必須であり、児童遊園設置を求める地域がとったのは、国民の権利に基づく議会への請願や署名活動とそれに基づく陳情などの民意を示すための具体的な手段であった。また区長や担当課などへも「陳情」という形で要望を伝えていくなどの方法もとられている。

これら陳情・請願の活動の中核に『落合新聞』はあったのである。当初は方向性の違いから積極性が見られなかったとはいえ、『落合新聞』の活動は都や区に対して問題提起をし、陳情のための署名活動における連絡調整、請願における請願書の起草や、地域の中での用地探しなどの積極的な情報収集、その情報提供をするなど多岐にわたり、児童遊園設置の初動期に主導的な役割を果たした。多岐にわたる「町の利益を擁護する」活動のみせていたのである。

高度経済成長期、落合地域においても放射7号線建設による影響をはじめとして自動車の交通量が激増する。モータリゼーションの進展とその代償としての交通戦争と呼ばれた身の安全が脅かされる過酷な状況下において、交通安全は人々が等しく求めた解決すべき地域の共通課題であった。その解決策の一つに歩道橋設置や児童遊園設置があった。歩道橋設置に際しては、その問題は個人の所有地の買い取りや、近くに歩道橋ができるとプライバシーが侵害されてしまうのではないかという個人の権利と対立した問題があったのに対し、児童遊園の設置に際しては、用地の取得のための予算の獲得など行政を動かす必要があった。それゆえ請願、陳

情、署名運動という市民が行政に働きかけるための手段をとることになった。地域の中で安全に生活する権利を主張し、その権利を守るために地域がまとまる必要があった。児童遊園設置に際しては、ただ主張、要求するだけでなく、地域が行政と協力しながら事業を進めていくことが必要となる。この部分を『落合新聞』はたびたび報じている。児童遊園設置をめぐる行政と地域の協力は、行政にとっては政策推進の目に見える形での実績となり、地域にとっては遊び場が増加するというメリットがともにあった。行政と地域の協力関係の結節点、その中核に『落合新聞』はあったのだ。陳情の起点、あるいは主体としての『落合新聞』について考えたとき、その根底にあるのは市民意識であろう。「町の利益を擁護する」動きや安全な生活を求める動きを下支える市民意識、そこに参加する積極性を求める論調が社説には掲載されていた。

この児童遊園設置をめぐる動きの中で、『落合新聞』の行動力には特筆すべきものがあつた。東京都知事と手紙のやりとりをしたり、新宿区長とも関係性を保ち、区長からの指示が伝えられる電話がかかってくるようになっていた。町会が主体となった陳情、署名なども「落合新聞社」の「組織」と行動力が力を発揮したことは想像に難くない。行政も「新聞」という形態は無視できないものであつたであろう。取材という情報収集力や発信力、得た情報を地域のために活用するプレーンとしての役割、新聞発行による報道のみでなく地域の中にあつて陳情、署名など行動の主体としての『落合新聞』の役割がそこにはあつた。このような行動力については、落合秘境保全のための署名運動の時のような「選挙目当て」といった批判も多くあつた。しかしそれだけにとどまらない町の利益を擁護とする姿勢がここにもみられるのである。

「町の利益を擁護する」ためのインフラ整備、地域インフラの整備がすなわち町の利益になっていた。地域インフラの整備が進展していくのが落合地域における高度経済成長期の特徴といえる。児童遊園設置という地域の安全を守るためのインフラの整備の一端に『落合新聞』は深く関わっていったのである。

【注】

- 1) 住居表示実施後は中落合
- 2) 拙稿「『落合新聞の研究(1)』」『目白大学短期大学部研究紀要50』188～198ページ
- 3) 拙稿「『落合新聞の研究(2)』」『目白大学短期大学部研究紀要51』97～119ページ
- 4) 拙稿「『落合新聞の研究(3)』」『目白大学短期大学部研究紀要52』91～112ページ
- 5) 「同上」
- 6) 拙稿「『落合新聞の研究(4)』」『目白大学短期大学部研究紀要53』85～106ページ
- 7) 『落合新聞』創刊号「発刊に際して」
- 8) 児童福祉法第四十条に「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」と規定されている。ただし、新宿区環境土木部土木課によると、新宿区においては「児童遊園」と「公園」において違いはまったくなく、「児童遊園」は元々小さい子ども向けの公園につけていたようだが、現在は新設する

- 公園にはすべて「公園」としている。新宿区には児童福祉法における「児童遊園」は1ヶ所もない。
- 9) 交通事故死者数は『平成17年警察白書』<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h17/hakusho/h17/html/G1010000.html>より
 - 10) 日清戦争の戦死者は、『國史大辭典 11』（吉川弘文館 1990年）によると戦死13,309人、うち病死11,894人、『日本の戦争 図解とデータ』（桑田悦 原書房 1982年）によると戦死1,417人、病死11,894人、変死177人
 - 11) 電通総研の広告景気年表 (http://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_nenpyo.html) (1960年)の流行語の項目に、所得倍増、安保闘争などとならんで交通戦争とある。
 - 12) 佐藤昌『日本公園緑地発達史』下巻 昭和52年 都市計画研究所 88ページ
 - 13) 佐藤昌『日本公園緑地発達史』上巻 昭和52年 都市計画研究所 序 7ページ
 - 14) 新宿区ホームページの開園年月日による。各年度の始まりは4月1日、終わりを翌年の3月31日としている。
 - 15) 東京都総務局青少年対策部『こどもの遊びと遊び場に関する調査報告書』昭和42年 3ページ
 - 16) 新宿区役所『新宿区広報』第480号 昭和40年1月15日発行 なお、これより前の『新宿区広報』昭和37年1月21日号には、「新しい都心にふさわしい公園や児童遊園にする目的で、昭和37年度においてとくに重要施策の一つとしてこの面に力を入れてきました。」、『新宿区広報』昭和38年9月11日号では、昭和37年度の財政運営について、当初予算の編成に際し、八項目の重要施策の一つとして道路及び公園の整備を策定し、これらを中心として諸事業をおしすすめ財源の効率的な使用につとめてきたとしている。
 - 17) 新宿区役所『新宿区広報』昭和36年8月1日号
 - 18) 新宿区役所『新修 新宿区史』昭和42年 539ページ
 - 19) 東京都総務局青少年対策部『東京都における青少年問題の現状とその対策（昭和41年度版）』昭和42年 315～6ページ
 - 20) 東京都総務局青少年対策部『東京都における青少年問題の現状とその対策（昭和42年度版）』昭和43年 81ページ
 - 21) 新宿区議会『新宿区議会史 資料編』P451
 - 22) 『落合新聞』昭和42年3月31日発行第45号2面「区議会議員立候補者の顔ぶれ」
 - 23) 拙稿「落合新聞の研究（4）」
 - 24) 『落合新聞』に児童遊園設置の提案が掲載されたが、竹田と提案者の児童遊園設置に対する考え方の方向性は少々異なっていたようである。『御禁止山』の86ページには当時、落合秘境の保全を目指した竹田と小規模でも数多くの児童遊園づくりに進みたい提案者との（提案の新聞掲載前の昭和38年5月初旬）やり取りを思わせる記述がある。

「そう。実はあそこを残したいのだ。前々から狙っていたのだ」
隼川は愕然として、私を見つめた。そしてまるで私を批難するように言った。
「そんなに広いところでなくても、もっと小さな公園をたくさん造るんですよ。数が必要なんです。たとえ三〇坪五〇坪でもいいですから、砂場だけしかない遊園地でもいいんです、そういう小さな公園をたくさん造って、表に出ればもうすぐそこに公園があるというように、ですよ」
「気持は解るが、わたしには煩雑すぎる。それに、小さな公園は人間の根性を小さくする」
「……」
煩雑とは、このことの運動によって私が振り回される恐れにはかならない。
「わたしの本命は御禁止山だ。あの森は破壊すべきではない」
 - 25) 『御禁止山』100ページ この時が竹田と岡田区長の初対面であった。その後再三にわたり面会をしており、竹田は公園設置など意見をしやすい関係性を築いていたようである。
 - 26) 費用がないので土地の提供があれば設備はするということは、昭和38年9月25日第14号2面「住みよい町に 座談会（上）」で新宿区議会議員の小野田彌兵衛も以下のように発言している。その中で、「区で土地を買上げて公園を作ることは財政上不可能ということになっているのです。土地を無

償で、最少限三年程提供してくれるところがあれば、施設は区でしますし、また御承知のように、都の方も、何らかのものを作らなくてはという線に来ておりますので、それを推進する上からも陳情はしておかないと委員会にもかけるタネがないわけだから、それにもとずいてわれわれも一日も早く出来るようにと考えております。」と財政上の不可能を言っているが、こちらは「財政上不可能ということになっている」と含みのある発言になっている。また、「都の方も、何らかのものを作らなくてはという線に来ております」と、公園設置の機運が高まりをうかがわせる発言や、「それを推進する上からも陳情はしておかないと委員会にもかけるタネがない」と「陳情」により児童遊園設置の要求を促す発言もあり、区長の回答よりかなり踏み込んだものになっていた。

27) 『御禁止山』 92ページ

28) 『御禁止山』 96～7ページ

29) 『新宿区議会史』 230ページ 昭和38年6月29日、岡田新宿区長は任期満了にて退職。同年10月7日に再び選任されるまでの間、区長不在であった。

30) 『御禁止山』 133ページ

31) 『御禁止山』 282ページ

32) 中島正郎『新訂 請願・陳情ガイドブック』平成4年 ぎょうせい 437ページ